

# 青森県報

号外第三十七号

平成二十二年  
四月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 公 告

都市計画公聴会の開催	右	同	(	同	)	一
	右	同	(	同	)	二
	右	同	(	同	)	三
	右	同	(	同	)	四
	右	同	(	同	)	七
	右	同	(	同	)	七
	右	同	(	同	)	八
	右	同	(	同	)	九

## 公 告

### 都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

#### 一 開催の日時

平成二十二年五月十二日 午前十時三十分から

#### 二 開催の場所

六戸町役場 二階大会議室 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六〇

#### 三 案件

六戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

#### 四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べよとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、六戸町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限  
平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
六戸町企画財政課 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六〇

5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

六戸都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・5・1号犬落瀬中央線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・5・2号犬落瀬館野線を廃止する。

種別	名 称		位 置			区 域	延 長	構 造 形 式	構 造	備 考
	番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 経 過 地					
幹線街路	3・5・1	犬落瀬中央線	六戸町大字犬落瀬字押込	六戸町大字犬落瀬字千刈田	六戸町大字犬落瀬字後田	約900m	地表示式	2車線	12m	幹線街路と平面交差2箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所  
青森県国土整備部都市計画課  
六戸町企画財政課
- 2 閲覧期間  
平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで
- 3 閲覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により五戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するの  
で、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二  
項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十三日 午後四時から

二 開催の場所

五戸町立公民館 三階第三研修室 三戸郡五戸町字下モ沢向八の二

三 案件

五戸都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、五戸町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限  
平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目一の

五戸町建設課 三戸郡五戸町字古館二の

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

五戸都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中3・3・1号扇田上新井田線ほか2路線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・4・3号上新井田追分線を廃止する。

種別	名称		位置		主な経過地	区域	延長	構造形式	車線の数	幅員	造	備考
	番号	路線名	起 点	終 点								
幹線街路	3・3・1	扇田上新井田線	五戸町大字扇田字長下夕	五戸町字上新井田	字古街道長根	約4,510m	地表式	4車線	27m	幹線街路3・4・5号工業団地北線、3・4・4号一本柳古館線、3・5・5号古街道長根沢向線、3・5・4号中ノ沢鍛冶屋三井田追分線と立体交差		
	3・4・4	二本柳古館線	五戸町字二本柳	五戸町字古館下川原	字正場沢	約2,840m	地表式	2車線	16m	幹線街路3・3・1号扇田上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	3・5・4	中ノ沢鍛冶屋三井田線	五戸町字中ノ沢	五戸町字鍛冶屋三井田	字下大町	約2,520m	地表式	2車線	12m	幹線街路3・3・1号扇田上新井田線と立体交差 幹線街路と平面交差5箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県国土整備部都市計画課

五戸町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法 (昭和四十二年法律第百号) 第十六条第一項の規定により鶴田都市計画

区域における街路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則 (平成十六年三月青森県規則第二十一号) 第二条第一項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十四日 午後一時三十分から

二 開催の場所

鶴田町役場 国際交流会館二〇二会議室 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早蕪二〇〇

の

三 案件

鶴田都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

- 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
- 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者が、鶴田町の区域内に住所を有する者である。

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着すること。

4 書面の提出先

青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
鶴田町建設整備課 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二〇〇の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概略

鶴田都市計画道路の変更（青森県決定）

都市計画道路中3・4・2号駅通り線ほか1路線を次のように変更する。  
都市計画道路中3・4・3号押上中泉線及び3・5・2号泉世森相原線を廃止する。

種別	名 称		位 置		区 域	延 長	構 造	備 考
	番号	路線名	起 点	終 点				
幹線街路	3・4・2	駅通り線	鶴田町大字鶴田字前田	鶴田町大字鶴田字生松	大字鶴田字生松	約380m	2車線	地表式の区間における鉄道等との交差の構造2箇所
	3・5・1	曹蒲川新田子線	鶴田町大字曹蒲川字前田	鶴田町大字鶴田字相原	大字鶴田字早瀬	約2,730m	2車線	地表式
								幅員 17m
								幅員 12m
								地表式の区間における鉄道等との交差の構造7箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

- 1 閲覧場所  
青森県国土整備部都市計画課  
鶴田町建設整備課
- 2 閲覧期間  
平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで
- 3 閲覧時間  
午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開催の日時

平成二十二年五月十二日 午後三時から

- 二 開催の場所  
六ヶ所村中央公民館 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五
- 三 案件  
六ヶ所都市計画区域における道路に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）
- 四 公述の申出等
  - 1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。
  - 2 公聴会に出席して意見を述べようとする者が申し出ることができる者は、六ヶ所村、横浜町、野辺地町の区域内に住所を有する者とする。
  - 3 書面の提出期限  
平成二十二年五月七日までに到着のこと。
  - 4 書面の提出先  
青森県国土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
六ヶ所村企画調整課 上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四七五  
横浜町総務課 上北郡横浜町字下三五  
野辺地町建設環境課 上北郡野辺地町字野辺地一三三の一
  - 5 公述人の選定  
書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。
- 五 都市計画変更案の概要

六ヶ所都市計画道路の変更 (青森県決定)

都市計画道路中 3・2・1号尾駮倉内線ほか3路線を次のように変更する。  
都市計画道路中 3・2・4号工業地区幹線を廃止する。

種別	名称		位置			区域	構造形式	車線の数	幅員	造	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地						
幹線街路	3・2・1	尾駮倉内線	六ヶ所村大字倉内字前谷地	六ヶ所村大字尾駮字猿子沢	大字鷹架字道ノ下	約22,820m	地表式	4車線	30m		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
			2車線		約3,100m						
			六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	六ヶ所村大字鷹架字道ノ上		約400m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	六ヶ所村大字鷹架字莚茶沢		約570m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字尾駮字上尾駮	六ヶ所村大字尾駮字栄平		約420m	嵩上式		30m		
			六ヶ所村大字尾駮字上尾駮	六ヶ所村大字尾駮字上尾駮		約550m	掘割式		30m		
			六ヶ所村大字尾駮字野附	六ヶ所村大字尾駮字野附		約360m	掘割式		16m		
			構造形式の内訳			約20,520m	地表式		16～30m		幹線街路 3・2・2号東西幹線、3・2・3号鷹架南幹線と立体交差 鷹架街路と平面交差 9箇所
			3・2・2	東西幹線	六ヶ所村大字尾駮字沖付	六ヶ所村大字尾駮字二又	約11,160m	地表式	4車線	30m	幹線街路 3・2・1号尾駮倉内線と立体交差
			3・2・3	鷹架南幹線	六ヶ所村大字鷹架字道ノ下	六ヶ所村大字鷹架字道ノ下	約3,830m	地表式	4車線	30m	幹線街路 3・2・1号尾駮倉内線と立体交差 鷹架街路と平面交差 1箇所
			3・3・1	千歳鷹架線	六ヶ所村大字倉内字世崎	六ヶ所村大字鷹架字道ノ上	約9,060m	地表式	4車線	25m	幹線街路 3・2・1号尾駮倉内線と立体交差 鷹架街路と平面交差 1箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由 本都市計画区域における土地利用を勘案し、街路網を検討した結果、本案のように計画し、都市機能の維持及び増進を図るものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

六ヶ所村企画調整課

横浜町総務課

野辺地町建設環境課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十四日 午前十時三十分から

二 開催の場所

五所川原市役所 五階第二会議室 五所川原市字岩木町二二

三 案件

五所川原都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べたことを申し出ることができる者は、五所川原市の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

五所川原市建設部都市計画課 五所川原市字岩木町二二

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

五所川原市建設部都市計画課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十四日 午後一時三十分から

二 開催の場所

鶴田町役場 国際交流会館二 二会議室 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二

の一

三 案件

鶴田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下

「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、鶴田町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

鶴田町建設整備課 北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬二 の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするるとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県土整備部都市計画課

鶴田町建設整備課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十一号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十二日 午前十時三十分から

二 開催の場所

六戸町役場 二階大会議室 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六

三 案件

六戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければならぬ。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、六戸町の区域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一  
六戸町企画財政課 上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地六

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、  
一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を  
対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にす  
るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお  
ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

六戸町企画財政課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

都市計画公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により五戸都市計画  
区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案について次のとおり公聴  
会を開催するので、青森県都市計画法施行細則（平成十六年三月青森県規則第二十  
号）第二条第二項の規定により公告する。

平成二十二年四月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催の日時

平成二十二年五月十三日 午後四時から

二 開催の場所

五戸町立公民館 三階第三研修室 三戸郡五戸町字下モ沢向八の一  
三 案件

五戸都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の変更案（以下  
「都市計画変更案」という。）

四 公述の申出等

1 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の要旨及びその理由並びに  
住所及び氏名を記載した別記様式による書面を知事に提出して、申し出なければ  
ならない。

2 公聴会に出席して意見を述べることができる者は、五戸町の区  
域内に住所を有する者とする。

3 書面の提出期限

平成二十二年五月七日までに到着のこと。

4 書面の提出先

青森県県土整備部都市計画課 青森市長島一丁目の一

五戸町建設課 三戸郡五戸町字古館二の一

5 公述人の選定

書面を提出した者のうちから知事が選定し、その旨を本人あて通知する。

五 都市計画変更案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）は、  
一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域を  
対象に、青森県が広域的な見地から、長期的視点に立つた都市の将来像を明確にす  
るとともにその実現に向けての大きな筋道を明らかにする、当該都市計画区域にお  
ける都市計画の基本的な方向性を定めたものである。

六 都市計画変更案の閲覧

都市計画変更案は、次のとおり閲覧に供する。

1 閲覧場所

青森県県土整備部都市計画課

五戸町建設課

2 閲覧期間

平成二十二年四月十七日から同年五月七日まで

3 閲覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭